

平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告 平成30年度町県民税申告相談のご案内

申告期間は、平成30年2月16日(金)～3月15日(木)です

★必要な書類等は役場税務住民課、総合支所窓口、島田税務署または国税庁のホームページにて入手をしてください。

【問】役場税務住民課 ☎(56) 2223

■所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な人

- 給与の年収が2,000万円を超えている人
- 年末調整された給与のほかアルバイト収入や農業所得などの合計が20万円を超える人
- 個人事業者や、農業・不動産所得のある人、土地や建物を売った人などで、所得税額が発生する人
- 公的年金等の所得金額から所得控除を差し引くと残額がある人(公的年金等の収入金額が400万円以下で、年金以外の所得が20万円以下の人は確定申告が不要です)

■島田税務署の確定申告会場

会場 島田市地域交流センター歩歩路(ぼぼろ) 多目的ホール (住所)島田市本通三丁目6番の1
※パソコンを利用した申告の作成指導を行っております。
※確定申告書へマイナンバーを記載し、本人確認書類の写しを添付する必要があります。
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
※開設期間中は島田税務署の庁舎では申告書の作成指導を行っておりませんのでご注意ください。
開設期間 2月16日(金)～3月15日(木)(土・日は除きます)。
※お問合せは、島田税務署(電話37-3121)までおかけください。
開設時間 音声案内に従って操作してください。
午前9時～午後5時
◎相談時間の関係上、受付は午後4時までとなります。

■無料税務相談所

会場 島田市立金谷公民館「みんくる」会議室4 (住所)島田市金谷代官町3400
開設期間 2月23日(金)
開設時間 午前9時30分～午後4時(正午から午後1時を除く)
※昨年の確定申告書等の控えを持参してください。

■住宅借入金等特別控除確定申告事前説明会

税務署職員が申告書の作成指導を行います。
平成29年中に新築・増築された方には、日時と会場の案内が役場税務住民課から通知されます。
会場 島田市地域交流センター歩歩路(ぼぼろ) 多目的ホール (住所)島田市本通三丁目6番の1
開催日 2月14日(水)・15日(木)
開設時間 午前9時～午前11時30分・午後1時30分から午後3時30分

■申告書の作成は国税庁ホームページが便利です

申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。作成した申告書は印刷をして、税務署に郵送してください。(〒427-8601島田市扇町2-2)

■申告に必要なもの

- 税務署から送付された確定申告書の「お知らせはがき」「お知らせ通知書」もしくは申告書。※申告書の送付に代えて「お知らせはがき」または「お知らせ通知書」が送付されることがあります。
- 町県民税申告書(役場税務住民課から送付されます。)
- 役場税務住民課へ事前提出した農業収支内訳書の下書き等
- 印鑑・ボールペン、還付の場合は振込先口座のわかるもの
- 給与や公的年金の源泉徴収票
- 必要事項記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」または「医療費控除の明細書」
- ※平成29年分の申告からはセルフメディケーション税制(新設された、医療費控除の特例)または通常の医療費控除のいずれかを選択してください。
- ※平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細」、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要になりました。医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。
- ※セルフメディケーション税制とは、申告する方が健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行い(例:予防接種や人間ドック)、なおかつ、特定一般医薬品などを購入した場合に適用される医療費控除の特例のことです。
- 住宅借入金等特別控除を受ける人⇒契約書の写し、借入金年末残高証明書、登記事項証明書
- 譲渡・山林所得のある人⇒契約書など譲渡の内容や、入金の日がわかるもの
- その他の所得がある人⇒支払調書や明細書の他、入金の日がわかるもの

■本人確認を行う際の書類(申告する方の確認書類が必要です。)

- ①マイナンバーカード ②マイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
- ③マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証
- ※確定申告書に本人確認書類を添付する場合は、コピーをしたものも持参してください。
- ※申告相談で提出された申告書については、役場職員が一時的に特定個人情報(マイナンバー)を取扱い、税務署に引き継ぐこととなります。

■各地区の相談日 ○役場職員が申告相談を行います。

全会場、午前9時～正午、午後1時～午後3時受付分まで行います。 ※正午からの1時間は申告相談を行いません。

【2月の相談会場】

実施日	会場	対象地区
2月16日(金)	奥泉地区集会所	大間、接岨、奥泉、大谷
2月17日(土)		
2月18日(日)		
2月19日(月)	山村開発センター	田野口
2月20日(火)	2階 大会議室	久野脇
2月21日(水)		徳山1-20班
2月22日(木)	徳山コミュニティ 防災センター	徳山21-33班、 藤川1-4班
2月23日(金)		藤川5-21班
2月24日(土)		
2月25日(日)	北部地域振興センター (総合支所) 2階会議室	全地区対象
2月26日(月)	北部地域振興センター (総合支所) 2階会議室	沢間・桑野山・坂京・ 洗富小幡
2月27日(火)	北部地域振興センター (総合支所) 2階会議室	小長井、平栗
2月28日(水)		青部、崎平

【3月の相談会場】

実施日	会場	対象地区
3月1日(木)	北部地域振興センター (総合支所) 2階会議室	千頭西、寺馬
3月2日(金)		千頭東、上岸、前山、田代、柳三 【島田税務署 職員対応】
3月3日(土)		
3月4日(日)		全地区対象
3月5日(月)	山村開発センター 2階 大会議室	上長尾・高郷 【島田税務署 職員対応】
3月6日(火)		瀬平、水川
3月7日(水)	下泉コミュニティセンター	下泉・壱町河内
3月8日(木)		地名
3月9日(金)	山村開発センター 2階 大会議室	八中・梅高
3月10日(土)		
3月11日(日)		
3月12日(月)	山村開発センター 2階 大会議室	下長尾・久保尾
3月13日(火)	北部地域振興センター (総合支所) 2階会議室	全地区対象
3月14日(水)	山村開発センター 2階 大会議室	旧中川根地区対象
3月15日(木)		旧本川根地区対象

<注意>申告に係る書類を会場に持ち込むため、この期間役場では申告相談は出来ません

■日曜日の申告相談(川根本町全域) 指定日に都合の悪い方は、この機会をご利用ください。

対象地区	月 日	会 場
全地区対象	2月25日(日)	北部地域振興センター(総合支所) 2階会議室
	3月4日(日)	山村開発センター 2階 大会議室



土地建物・株式等の譲渡、消費税、相続税、贈与税の関係する方で、ご不明な点は税務署にご相談ください(音声案内に従って操作してください) 島田税務署 ☎(37) 3121